議案第20号東京都の小平都市計画道路３・２・８号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例の制定について、生活者ネットワークとして委員会の修正案と修正部分を除く原案に賛成する立場で討論します。

生活者ネットワークは、間接民主制としての議会と直接民主的な制度とが互いに補完し合いながら民主主義は完成すると考えています。行政の事業計画への市民参加を様々な手法ですすめることは当然であり、その形は常に住民投票であるとは限りませんが、３・２・８号線に関する経過を振り返ると、請求代表者の求めには正当性が認められると判断し賛成するものです。

今回の対象事業である小平都市計画道路３・２・８号線、変更前の名称である３・３・８号線については、計画決定した1962年当時には市民参加の発想はまったくなく、当時の市議会での計画変更の陳情採択や都議会への請願提出、90 年代の複数の陳情提出と2年近い審査期間を経ての結論などの経過がありました。その後は最初の計画決定から 44 年目である 2006 年に、多摩地域における都市計画道路の整備方針で今後10年間の優先整備路線に指定され、東京都による意見募集や素案説明会などが行われてきたものの、事業説明への質問と回答という次元にとどまっています。幅３６ｍの道路が1.4ｋｍにわたり新たに建設され、生活環境が大きく変化する計画であるにもかかわらず、事業者である東京都の市民参加への姿勢はこれまであまりにも不完全でした。

そして、計画地であり生活の現場である市においての2006年以降の動きとしては、2007 年の都市計画マスタープラン改定時に市民参加の場が設けられ、そこでの議論や意見募集において３・３・８号線を含む都市計画道路のことが俎上に上りました。また、2010 年には小平３・３・８府中所沢線地域懇談会が開催されましたが、計画への疑問をもつ市民の納得を得るものではありませんでした。そのため、2011 年には３・３・８号線に関する市民による対話の場の設置についての請願が議会に提出され、全会一致で採択となり、昨年の４月から５月にかけて小平 3・2・8 号線まちづくりワークショップが開かれ、報告書が市の都市計画審議会に参加者が作成した市民版とともに資料として出され、東京都にも提出されました。ワークショップ開催と報告書作成について、市の担当部署の努力は評価していますが、残念ながら東京都からは、との都市計画審議会を含めて何の応答もなかったことが特別委員会の審査などから明確になりました。

本来であれば長い間動かない公共事業に対して、時のアセスメントによる再評価、都市計画見直しのガイドラインを策定し住民参加を位置付けて見直しを実施、など制度に基づく動きをとることが必要であり実施している道府県もありますが、東京都にはその姿勢がなく、市でも実現しませんでした。

こうした経過の中で、今回署名をした7500人以上の市民も含めて、この間多くの市民が一貫して求めていることは、事業の決定において行政の一方的な説明を市民が聞いて認めるということでなく、市民が自ら考え意見を出しながら合意形成をし、責任ある判断をしていきたい、ということではないでしょうか。これは、市民参加の本来の目的、めざすべき自治の姿そのものだと言えると思います。

しかし、現状は市民参加のスタイルが未完成であるがために、市民の声は反映されず、地方自治法にある直接請求という制度を使いルールに沿って市に対して今回、住民投票の実施を求める動きとなりました。この間の経過の中で広く市民の意思を聞いてもらいたいという主旨は会派としてよく理解できるものです。だからこそ、本条例案の選択肢は「賛成･反対」ではなく、「住民参加により東京都の計画案を見直す・計画案の見直しは必要ない」になったものと捉えています。

また、特別委員会での審査では住民投票を実施した際の投票率を成立要件にすることついての話題がありました。投票率が一定割合に達しなければ住民投票を不成立とする考え方があることは事実ですが、いっぽうで、投票率やそれぞれの選択肢の得票数や割合も含めた結果全体が市民の判断であり、その結果をどう取り扱い尊重していくかは市長や議会の側の課題であり、成立要件を設ける必要はないという考え方もあり、会派としてはこちらの考えに立つものです。

その上で、多くの市民に関心をもってもらい高い投票率の達成をめざすことは重要だとも考えています。なぜならば、単に多数決による結果を出すことだけが住民投票の目的ではなく、より多くの市民が住民投票によって自らの意思表示をするために事業計画を知り、考え、責任ある判断をして、投票行動するプロセスが重要だと考えるからです。

本件は、手続きが進み事業認可申請の一歩手前まできており、時間的な制約があることをにらみながらになりますが、投票率アップのためには、いかに多くの情報提供がなされるかが重要になります。修正案の６０日に賛成するのは、そのための時間を少しでも長く取れるようになることが理由です。この期間のなかで見直しが必要である･必要でない、それぞれの情報を充分に市民がキャッチした上で、判断し投票に臨むことがたいせつと考えます。

住民投票はあらかじめ一つの選択肢を前提にしたものではありませんから、事業に変更があった場合の影響については、賛否を決める判断のための情報としては意味を持ちますが住民投票を否定する理由には当たらないと考えます。

ですから、条例が成立した場合には、第１１条について、特に、的確に判断するための関連資料の提供と中立性の保持、という内容に忠実に、東京都の事業説明だけでなく過去に出された市民意見やワークショップの報告なども踏まえて形態を整えることを要望します。意見募集もワークショップも都や市が実施した公的なものですから、活用には何の問題もないと思います。そのほかの方法も先行事例はあります。

また、住民投票が実施された場合の投票結果については、結果の尊重をどのように形にするかを東京都とともに真摯に協議していただくことを望むものです。

最後になりますが、請求者や受任者の方たちは寒さの厳しい中、街頭にたち町を歩きながら 7500 筆を超える署名を集めました。そのことに敬意を表するとともに、有権者に該当せず署名できなかった子どもたちや在住外国人の方たちにも思いを寄せたいと思います。この道路計画は市の西側にありますが、今後の都市計画や公共事業など市全体のまちづくりのあり方にも大きく関わる問題であると考えます。新たな制度を生み民主主義を進歩させていくのは、今回のような市民自身の動きであることを強く感じたことを申し添えて賛成の討論とします。